

〒939-8072 富山県富山市堀川町278
ジェイ・ディ共済協同組合

No.52

発行日 平成29年1月9日

TEL.076-421-2221 (大代表)
FAX.076-425-9561
URL <http://www.jd-kyosai.com>
E-mail info@jd-kyosai.com

平成29年

謹賀新年

変化は、さらなる
成長への好機

新年のごあいさつ

年頭にあたり謹んで新年のごあいさつを申し上げます。
昨年を振り返りますと、国内においては多くの自然災害が発生した一年でありました。4月には熊本地震、10月には鳥取県西部地震、さらに11月には、福島県、茨城県、栃木県で震度5を超える大きな地震が発生いたしました。また、梅雨前線により九州地区は豪雨に見舞われ、北海道と岩手県は大型台風上陸によって大きな被害を受けました。平成23年の東日本大震災や、去年の地震で被災された地域の一部では、現在も復興作業が行われています。被災された地域の日も早い復興と地域の皆様のご健康を心からお祈りしております。

また、国外においては、中国景気の鈍化、韓国での大統領退陣要求、英国の欧州連合（EU）離脱決定、さらに、米国では新大統領としてトランプ氏が就任するなど、世界の政治や経済がめまぐるしく動いており、日本を含めた世界経済の先行きは、不透明で不確実な時代を迎えています。

「事業経営は環境適応業である」と言われます。事業経営は様々な変化の波にさらされますが、変化に対して尻込みするのではなく、逆にそれをチャンスと捉えて、業界全体や自らが成長する機会に変えていく、という力強さが必要ではないでしょうか。

自力では何ともし難い状況を冷静に受け止め、前へ進んでいくために打つべき手を着実に実行し、環境に適応するだけではなく、自らが良い環境をつくっていかれるかどうか、その決断と覚悟が、事業経営者にとって今後ますます求められると思います。

昨年3月に国土交通省から公表された「自動車運転代行業における新たな利用者保護対策」が順次実施されていますが、様々な変化をさらなる成長の機会と捉えて、皆様にとりまして、本年もさらなる飛躍の一年となりますことを心からお祈り申し上げます。



理事長 丹澤 忠義



平成29年 正月

■「運転代行業界の動き」と「運転代行業の使命」について

先程お伝えしました「自動車運転代行業における新たな利用者保護対策」は、国土交通省と業界団体である公益社団法人全国運転代行協会等との度重なる意見交換を踏まえて取りまとめられたもので、9項目が掲げられています。

いずれの項目も、利用者の視点に立つと極めて当たり前のことであり、利用者に安全と安心を提供す

るためには、必ず順守しなくてはならない内容です。そして、重要なことは、単に項目順守の観点から対症療法的に対応するのではなく、利用者保護強化の流れの中で、全ての従事者が運転代行の仕事の意義を再認識し、安全行動と気持ちの良いマナーを徹底し、継続実践していくことだと思います。「運転代行業」は飲酒運転根絶の担い手として、地域において「無くてはならない交通サービス」であり、その根本にあるのは、『利用者保護』と『交通安全』です。事業経営者である組合員の皆様、新しい年を迎えたこの時期に、今一度、「自分たちは運転代行業を通じて、お客様に何を提供しているのか」「お客様からもっと選ばれる事業者になるためには、どうすればよいか」ということを熟慮され、その思いとお考えを、従事者の方々と共有していただければと願っております。

■本組合の取り組みについて

私どもジェイ・ディ共済協同組合は、「真に組合員による組合員のための共済事業を目指すという初志を貫くこと」を基本理念としており、組合員のために、より健全で、財政面においても盤石な組織にすることを念頭に置き、組合運営を行っています。そこで、その一環として、共済金支払いがなかった、または少なかった組合員様の努力に報いるとともに、共済金支払いが多かった組合員様との掛金負担の公平性を図って健全な組合運営を継続するために、昨年の総代会において承認された「損害率表の改定」を、先月契約の更新を迎えられた組合員様から順次適用しています。また、本組合は、代行業者の交通事故防止にも力を入れており、昨年も警察行政との連携によって事故防止講習会を実施いたしました。さらに、事故件数を減らすための手段のひとつとして、現在、『運転代行心得手帳(※)』を制作しており、3月までには組合員の皆様へ配付する予定です。お客様から信頼され、長きに渡って選ばれる事業者になるためには、何はさておき、「事故を起こさないこと」が重要です。無事故継続または事故を減らすために、この「運転代行心得手帳」をご活用いただけると幸いです。

※運転代行心得手帳については、本紙P.5に詳しく掲載しています。

■運転代行の利用促進につながる「SDD全国こども書道コンクール」について

昨年度に引き続き、今年度も、飲酒運転根絶を目指したSDDプロジェクトと本組合との共催で、「SDD全国こども書道コンクール」を開催しています。第5回を迎えた今回のコンクール開催にあたっては、全国の自治体、警察行政や業界団体など、前回以上の111ものご後援をいただき、実施できる運びとなりました。ご後援各位と協力くださっている組合員の皆様に、ここにあらためて、心から感謝し、御礼申し上げます。過去4回で飲酒運転根絶を願う子どもたちから5,000を超える作品をご応募いただきましたが、今回も、私たちの心に響く多くのメッセージと出会えることをとても楽しみにしています。また、このコンクールに寄せられた作品は、昨年も、全国の自治体や警察行政が実施する交通安全や飲酒運転根絶のための行事やさまざまな広報物において活用されました。そして、今年も、飲酒運転根絶に向けた様々な啓発活動と、『飲酒運転根絶の受け皿である運転代行の利用促進』のために活用してまいります。

最後になりますが、今年も、全国の組合員の皆様の負託に応えるために、組合組織を盤石な体制に強化し、組合員の皆様が毎日の運転代行業務に安心して専念できるよう、職員全員が「親切・丁寧・適正・迅速」な対応を行ってまいります。組合員の皆様には、引き続き安全運転に努められることをお願いするとともに、皆様にとりまして、より良い一年となりますよう、あらためて、心から祈念申し上げます。



新潟で実施した法令改正説明会と
事故防止講習会(平成28年3月14日)



飲酒運転根絶ポスター
(千葉県・千葉県警察等制作)

運転代行業における新たな利用者保護対策について 最新情報!

昨年3月に、国土交通省から公表された「自動車運転代行業における新たな利用者保護対策」の実施状況について、最新情報をお伝えします。

【すでに実施されている対策】

(1)料金制度に関するガイドラインの策定

すでにご案内のとおり、①運転代行料金 ②附帯サービス料金 ③運転代行料金の設定のあり方の3項目からなる「自動車運転代行業の料金制度に関するガイドラインについて」の通達が、平成28年4月1日付けで、国土交通省から発出されました。

(2)業界団体の自主的な街頭パトロール等への支援および国土交通省への法令違反業者等の

通報体制構築等の支援

法令違反事業者の情報を、公益社団法人全国運転代行協会等の業界団体が国土交通省に提供する通報制度が、茨城、和歌山、沖縄の3県をモデル地区として、この1月から試行されます。また、これに先駆けて、先月2日、神奈川県で、業界団体と都道府県、警察3者合同の街頭指導が実施されました。

※参考となる新聞記事を掲載しますので、あわせてご覧ください。

運転代行の違反通報制度
業界2団体 来年1月、3県で試行
全国運転代行協会(丹澤 忠義理事長)、運転代行振興機構(坂本剛夫代表理事)は、法令違反事業者の情報を国土交通省に提供する「通報制度」を来年1月から試行する。同省が打ち出した利用者保護策の一環で、茨城、和歌山、沖縄の3県をモデル地区に3カ月間試す。2団体が基本マニュアルを作成し、11月29日、東京・八重洲のコンタクトビルで説明会が開かれた。写真:マニ

ユアルは各地区で通報員を選び、随伴車表示義務違反、AB間輸送、タクシー類似行為などに関する情報を各営業活動や街頭パトロールを通じて収集。2団体経団連で国交省に報告し、同省は違反事業者への対処を都道府県に促す考え。説明会には国交省の因田信宏・自動車局旅客課旅客運送課長、全連協の栗原和夫専務理事、運代機構の山城明美専務局長ほか3県の代表が出席。因田氏は「いらいの発想を持ち、どうやっていくか考えてい」と呼びかけた。

東京交通新聞 平成28年12月5日付

- (3)随伴車への自動車保険加入の義務化 } 前号のJDつうしんNo.51にてご案内のとおり、
(4)随伴車の適正な表示の徹底 } 昨年10月から施行されています。

※以下の項目については、(公社)全国運転代行協会にて検討中ですので、詳細については同協会にお問い合わせください。(TEL.03-3668-2788)

【今年3月までに実施予定】

(1)代行運転役務の提供の事前説明書面(料金、損害賠償措置等)の標準化

事前説明書面への記載項目として、認定番号、代行業者の氏名・名称、所在地、電話番号、料金表、客車の補償内容、随伴車の自動車保険内容などが予定されています。

(2)運転代行ドライバー用指導・教育マニュアルの作成

【今年4月から実施予定】

(1)損害賠償責任共済契約失効者に対する行政処分の実施

(2)報告徴収および立入検査の強化

【次回JIS改定時予定】

運転代行料金メーターのJIS規格化に向けた関係機関への働きかけ

助手等にいた従業員の下で、随伴車の車体文字の大きさなどを調べた。2日午後8時50分(横浜市)

3者合同は全国初

県県警と街頭指導

神奈川の運転代行

全国運転代行協会神奈川県支部(霜取雅一支部長)と神奈川県運転代行協会(田中義光会長)は、日、横浜市のJR関内駅周辺の歓楽街で、県、県警とともに違法行為防止に向けた街頭指導・パトロールを展開した。業界団体と都道府県、警察3者合同の街頭指導は全国で初めて。業界で計画している違反事業者の「国土交通省への通報制度」導入に先駆け実施した。神奈川県から安全防災局安全防災課から交通安全課、県警から交通課交通総務課の担当者が参加した。路上で待機中の随伴車を見て回り、適正化法で定められた正しい表示や、任意保険加入と代行ドライバーの二重免許保有の有無を中心に調べた。社名表示がほとんどない代行の文字が小さかったことで、県警が「営業所の立ち入り検査までには至るよう」と注意を促し、啓発チラシを手渡して違反行為をしないよう呼びかけた。

東京交通新聞 平成28年12月12日付

事故を未然に防ぐためのワンポイントアドバイス (vol.11)

冬場は特に事故が起きやすい時期です。以下の2つの事故例を従業員の皆様の安全教育の際に活用され、引き続き安全運転をお続けください。

「繁華街の歩行者」には特に注意！

ケース 【事故発生時刻】 午後10時半頃
【損害額】 約50万円



このような事故を起こさないために…

事故防止の対策

このケースは、信号待ちしている歩行者への目配りが足りず、十分な注意を払わなかったために発生した事故です。運転代行業の仕事は主に夜間であり、その時間帯の繁華街には酔った人が大勢おり、目がうつろになっていたり、一緒に飲酒した仲間と盛り上がりながら歩いていたりと、**信号を十分に確認していない人がいます**。横断歩道の信号が赤であるにもかかわらず、フラフラと車道に出てきた歩行者にも責任がありますが、繁華街では特にこのような飛び出しがあることを想定し、「今、歩行者がいらないからこのまま走行して大丈夫だろう」ではなく、「今は歩行者はいないけれど、もしかしたら、横断歩道の手前にいる人が急に飛び出してくるかもしれない」と考える『**かもしれない運転**』を徹底しましょう！



降雪地域では「雪の塊」に注意！

ケース 【事故発生時刻】 午後10時頃
【損害額】 約25万円



このような事故を起こさないために…

水分を含んだ雪は、気温が下がる深夜には非常に固くなり、車が接触した場合にはボディが損傷してしまいます。今の時期、顧客宅で車庫入れする際のハンドル切返し時に、固くなった雪の塊にバンパーやドアをぶつけてしまう接触事故や、降り積もった雪の中にコンクリートブロックなどが隠れていて、乗り上げてしまう事故が多く発生します。寒くて天候が悪いと、降車して誘導する気持ちが萎えてしまいがちですが、そういう時こそ、**見通しが悪くて不安になっている客車ドライバーをサポートするために、随伴車ドライバーは降車してしっかり誘導**しましょう！また、この時期は、積雪地でなくても、路面が凍結する場合があります。スタッドレスタイヤを装着していても、スピードを出し過ぎず、あらかじめ減速してからブレーキを踏むなど基本的な安全運転が必要です。



運転代行従事者の必携ツール『運転代行心得手帳』について

最近、ファミリー向けレストランのメニューにもアルコール飲料が載っており、駐車場を備えた居酒屋チェーンの大型店舗もたくさんあります。言ってみれば、“**車で出掛けて気軽に飲酒できる環境が、目の前に当たり前にある**”ということです。公共交通機関の発達していない地方都市では、電車やバスの最終運行時間も早めで、車は生活に必要不可欠です。このような生活環境の中で、車を伴った飲食店利用者の飲酒運転を防止するためには、運転代行という**仕事は地域に無くてはならない交通サービスであり、「地域のハンドルキーパー」といえる大切な社会貢献的業種**です。そして、運転代行は単なる車の運搬・輸送業ではなく、楽しく飲食されたお客様と車＝**「命と財産」**を、**目的地まで気分よく安心安全にお送りする、プロの「サービス（接客）業」**でもあります。そこでJD共済は、運転代行に従事される皆様が“飲酒運転根絶のための受け皿事業として、地域から求められていることは何か”を正しく理解されることで、地域社会から一番に求められている「安心・安全」のサービスが提供できると考え、「社会的意義（運転代行の役割）」「事故防止」「イメージアップ」「マナーアップ」、そして「利用促進」のための総合ツールとして、組合員に役立ててもらおうと制作したのが、この『運転代行心得手帳』です。

裏表紙には身分証明が入れられるポケットが付きます。

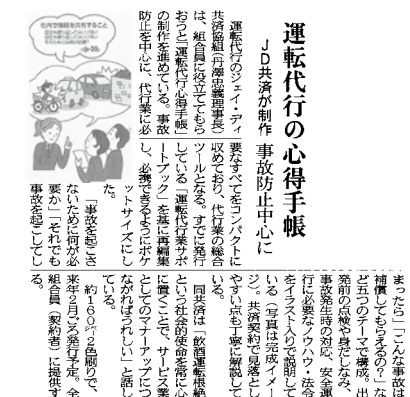


以前から、事故防止研修用DVDとともに、運転代行に必要なマナーも盛り込んだ社内研修用「運転代行サポートブック」を提供してまいりましたが、研修後の復習用に、サポートブックの携行版として、待機中の暗い車内でも見やすいよう

に文字を大きくし、イラストで説明を加え、少しずつ何度でも繰り返し読めるように、要点をわかりやすくまとめたページ構成にしています。さらに、運転代行業法の違反行為と罰則一覧とともに、「メラビアン法則」や「ダッチリーチの励行」などを新たに追加しました。耳慣れない言葉ですが、マナーや事故防止のためにとても重要なポイントです。是非手帳を開いてご確認ください。事務所で行う研修や勉強会の資料と併せて、待機中のちょっとした空き時間にも、日々の業務の姿勢を振り返り、運転代行の仕事に誇りを持って従事していただけるように工夫を重ねたものです。

飲酒運転根絶と、受け皿である運転代行の利用促進を目的としてJD共済が主催している、「SDD全国こども書道コンクール」の応募作品の中から、運転代行と命の大切さを題材にした書道メッセージを活用し、『運転代行の必要性和社会的役割』『なぜ事故防止が大切なのか』『万が一事故を起こしてしまったら』『事故を繰り返さないために』など、各項目ごとにまとめてあります。運転代行に従事する方は、**たとえアルバイトであっても、一人ひとりが会社の顔**であり、実車中はもちろんのこと、待機中や回送中も、**常に会社の看板を背負っている**にもかかわらず、何気ない無自覚な行動によって事故を起こしたりマナー違反を犯したりすることが、**すべて会社の損失につながる**ということを認識することが、**お客様の信頼に応える責任感**に繋がります。

基となっているサポートブックは、全国各地の行政の運転代行担当者のマニュアルとしても活用されており、いかに内容がわかりやすく充実しているか、お分かりいただけるものと思います。ある飲食店組合の会長は、「飲食されたお客様が家に帰られるまでが我々飲食店の責任で、お店を一步出られたら、運転代行にその安全を託している」とおっしゃいます。また、別のある地方の関係団体の方は、「車を伴った飲食がある以上、飲酒運転させないための地域の受け皿は、運転代行しかない。」と断言されています。**飲食店や地域の期待を背負う自覚と、運転代行に従事するプライド**を持って、この「運転代行心得手帳」から、運転代行に従事するために必要な心得を読み取っていただけると幸いです。

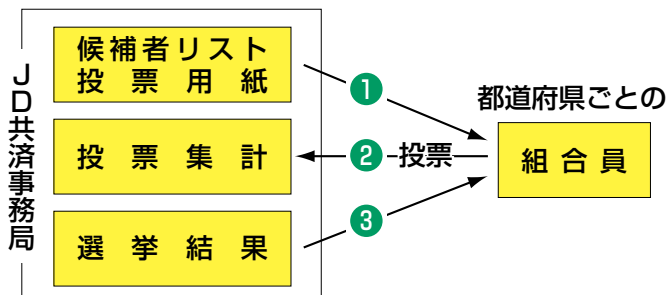


東京交通新聞
12月12日付記事に掲載されました。

総代の改選、3月中に選挙実施

今年3月末で総代の皆さんの任期2年が終了します。総代の改選は、新しい定員数に基づいて、本組合総代候補推薦委員会が推挙した総代候補者（現総代と同じ方または新しい方）と総代立候補者に対して、3月中に都道府県ごとの選挙によって行われます。

選挙のしくみ



都道府県ごとの総代定員 昨年12月決定

No	都道府県	定員	No	都道府県	定員	No	都道府県	定員
1	北海道	3	17	石川	2	33	岡山	1
2	青森	3	18	福井	1	34	広島	1
3	岩手	3	19	山梨	2	35	山口	1
4	宮城	3	20	長野	2	36	徳島	2
5	秋田	3	21	岐阜	2	37	香川	1
6	山形	2	22	静岡	3	38	愛媛	1
7	福島	3	23	愛知	1	39	高知	1
8	茨城	3	24	三重	1	40	福岡	3
9	栃木	3	25	滋賀	1	41	佐賀	3
10	群馬	3	26	京都	1	42	長崎	3
11	埼玉	3	27	大阪	3	43	熊本	3
12	千葉	3	28	兵庫	3	44	大分	2
13	東京	1	29	奈良	1	45	宮崎	3
14	神奈川	1	30	和歌山	2	46	鹿児島	3
15	新潟	2	31	鳥取	1	47	沖縄	3
16	富山	3	32	島根	1	合計	100	

(注) 上表の都道府県ごとの定員は、昨年12月1日時点の組合員数に基づいて、理事会にて決定されました。

総代立候補について

本組合が推挙する総代候補の通知については、3月上旬を予定しておりますので、立候補により選挙に臨まれる方は、その際に、ジェイ・ディ共済事務局へお申し出ください。

1. 選挙の方法

投票用紙に記載された総代候補者の中から1名を選んで、その番号を○印で囲んでいただきます。

2. 投票用紙の送り先

ジェイ・ディ共済事務局へFAXにより送信。

3. 投票時期

平成29年3月中旬（選挙結果は3月下旬連絡予定）

いろいろ

今年は酉年。組合員の中にも年男・年女がたくさんおられます。酉年の中でも60年に1度の丁酉（ひのととり）の巡りは、闘鶏・喧嘩鳥と呼ばれ、勝負好きな人が多いとのこと。意外と負けず嫌いな人が多いのかもしれない。前は昭和32年が丁酉なので、今年還暦の方が丁酉の巡りにあたります。

さて、昨年3月に国交省から発表された「利用者保護対策の新方針」のひとつ、料金制度に関するガイドラインに沿って、全国各地で地域の基準統一に向けて、少しずつですがようやく業界が動き出しました。しかしながら業界全体を眺めてみると、未だ業として成り立つ料金体系・料金水準とは程遠い低料金での営業が殆どなのです。代行依頼1件あたりの利益では経費が出ないため、それを回転数で補おうとする傾向が一向に止みません。このことが、速度超過、安全不確認などのミスに繋がり、事故を引き起こしています。飲酒運転根絶の受け皿である運転代行業が、利用されたお客様に提供する一番大切なサービスは「安心・安全」です。低料金や無謀なスピードではありません。また、地域のハンドルキーパーとして、上質なサービスのためには、それに見合う従事環境の確保も必須です。魅力ある業界として良質な人材確保ができるよう、低料金に賭けず「運転代行心得手帳」で、サービスに勝負を賭けて利用増大にお努めください。JD共済は、組合員事業者の皆様の勝負を後押しいたします。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

契約専用のTEL・FAX

TEL	0120-21-4455	平日（月～金） 10:00～18:00
FAX	0120-25-9561 076-425-9561	24時間365日

事故専用のTEL・FAX

TEL 24時間	0120-88-7654	夜間・休祝日は 事故受付センターが承ります
FAX	0120-88-2508 076-425-9633	24時間365日